様式第三十号

（表）

家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2　種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

家畜改良増殖法第三十五条第一項の規定により
立入検査等をする職員の身分証明書

別記様式第二十二号、別記様式第二十三号及び別記様式第二十五号から別記様式第二十七号までの様式中「㊞」を削り、備考を削る。
別記様式第三十号及び別記様式第三十一号を次のように改める。